

単価適用上の注意事項

1. 地域別資材単価

1) 資材単価地区割(捨石・砂(海上渡し)を除く)

地区割については、下表および地区割り図の通りとするが下記地区については注意すること。

長崎地区には樺島を含む。

県北田平地区の離島には宇久島・小値賀島を含まない。

地区名	範囲
長崎地区	長崎市の内地・長与町の内地・時津町の内地
諫早地区	諫早市の内地・大村市の内地
大瀬戸地区	西海市の内地(旧崎戸町・旧大島町を除く)
島原地区	島原市の内地・雲仙市の内地・南島原市の内地
県北地区	佐世保市の内地・江迎町の内地・鹿町町の内地・佐々町の内地
東彼杵地区	東彼杵町の内地・川棚町の内地・波佐見町の内地
松浦地区	松浦市の内地(旧福島町を含む)・平戸市の内地(旧田平町のみ)
伊王島・高島	長崎市の離島(旧伊王島町・旧高島町のみ)
崎戸・大島	西海市の内地(旧崎戸町・旧大島町のみ)
松島・池島	西海市の離島(松島のみ)・長崎市の離島(池島のみ)
江ノ島・平島	西海市の離島(江ノ島・平島のみ)
宇久島・小値賀島	佐世保市の離島(旧宇久町のみ)・小値賀町
平戸地区	平戸市の内地(旧田平町を除く・旧生月町を含む)
県北・田平地区の離島 (宇久島・小値賀島を除く)	佐世保市の離島(黒島・高島のみ)・平戸市の離島(度島・旧大島村のみ) 松浦市の離島(飛島・青島・黒島 当面の間は鷹島本島も含む) H21.5.1改定
福江島	五島市(福江島のみ)
奈留島・久賀島・椛島	五島市(奈留島・久賀島・椛島のみ)
中通島・若松島	新上五島町(中通島・若松島のみ)
壱岐島	壱岐市(壱岐島のみ)
対馬()	対馬市(万関橋以南の本島)
対馬()	対馬市(万関橋以北の本島)

3) 生コンクリート、アスファルトについて

(1) 生コンクリート、アスファルト単価の適用区分

- (ア) 生コンクリート、アスファルトの単価は、ブランドがない離島には適用できない。
- (イ) [伊王島・高島地区]の生コンクリートの単価は伊王島以外には適用できない。
- (ウ) [県北・田平地区の離島]の生コンクリートの単価は鷹島、大島、度島以外には適用できない。
- (エ) [宇久島・小値賀島]のアスファルト合材の単価は、小値賀島以外には適用できない。
- (オ) [奈留島・久賀島・椛島]の生コンクリートの単価は、奈留島・久賀島以外には適用できない。

生コンクリート及びアスファルト合材ブランド有無一覧

地 区								伊王島・高島	
	長崎	諫早	大瀬戸	島原	県北	東彼杵	松浦	伊王島	高島
生コンクリート									×
アスファルト合材	新材							×	×
	再生							×	×

地 区	崎戸・大島		池島・松島		江ノ島・平島		宇久島・小値賀島		平戸
	崎戸	大島	池島	松島	江ノ島	平島	宇久島	小値賀島	
生コンクリート	×ただし本土と橋で連結	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×			
アスファルト合材	新材	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	×		×ただし本土と橋で連結
	再生	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	×	×	×ただし本土と橋で連結

地 区	県北・田平地区の離島 (H21.5.1改定)								福江島
	鷹島(松)	黒島(松)	青島(松)	飛島(松)	大島(平)	度島(平)	黒島(佐)	高島(佐)	
生コンクリート		×	×	×			×	×	
アスファルト合材	新材	×	×	×	×	×	×	×	
	再生	×	×	×	×	×	×	×	

地 区	奈留島・久賀島・椛島			中通島・若松島		壱岐島	対馬	対馬
	奈留島	久賀島	椛島	中通島	若松島			
生コンクリート			×		×ただし中通島と橋で連結			
アスファルト合材	新材	×	×	×	×ただし中通島と橋で連結			
	再生	×	×	×	×	×	×	×

(2) 生コンクリート単価の地区による補正について

- (ア) [平戸地区]のうち生月島についてのみ、同地区単価に+1,000円/m³とする。

(3) 生コンクリート小型車(4t車以下)割増について

- (ア) [長崎地区]は、3,000円/m³とする。
 - (イ) [諫早地区]は、1台(1.7m³)・1回当たり3,000円とする。
 - (ウ) [大瀬戸地区]は、1,500円/m³とする。
 - (エ) [松浦地区]は、1台(1.7m³)・1回当たり1,000円とする
 - (オ) [平戸地区]は、1,000円/m³とする。
 - (カ) [中通島・若松島]は、1台(1.7m³)・1回当たり3,000円とする。
- その他の地区は割増しないものとする。